

個答申第 1 号
平成 25 年 8 月 6 日

海津市長 松永 清彦 様

海津市個人情報保護審査会
会長 野瀬徳之



個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 6 号及び第 9 条第 1 項第 2 号
に該当する事項について（答申）

平成 25 年 7 月 30 日付海図第 50 号で諮問のあった件について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1. 諒問内容

諒問第 1 号

個人情報の利用及び提供の制限の適用除外事項（条例第 8 条第 1 項第 6 号）
及びオンライン結合による外部提供制限の適用除外事項（条例第 9 条第 1 項第 2 号）

- 事務の名称 「海津市図書館利用」に関する事務
 - 個人の類型 「図書館カード交付申請書」の提出者
 - 個人情報の提供先 図書館システム開発メーカー（SaaS 型／クラウド型）
 - 提供する個人情報の内容
 - ・氏名
 - ・生年月日
 - ・性別
 - ・現住所（帰省先等）
 - ・電話番号（携帯電話番号）
 - ・メールアドレス
 - ・貸出等の利用状況
- ※貸出中の時のみ書名、返却後履歴は残らない。
- ・利用累計
 - ・図書館カード登録年月日
 - ・最終利用年月日

2. 審査会の結論

個人情報の利用及び提供の制限の適用除外事項（条例第8条第1項第6号）及びオンライン結合による外部提供制限の適用除外事項（条例第9条第1項第2号）として適當と認める。

3. 実施機関の説明要旨

今回の諮問は、現行のサーバ設置型図書館システムの更新に伴い SaaS 型（クラウド型）図書館システムの導入を検討していることに伴う諮問である。SaaS 型（クラウド型）システムの導入の利点は、以下の点である。

(1) 情報セキュリティへの高度な対策が可能となる。

委託業者が管理する外部のデータセンターを利用した場合の具体的なセキュリティ対策は以下のとおり。

- ・外部データセンターにおいて、図書館サーバの個人情報にアクセスできる者を制限し、個人情報にアクセスした人の記録を残す。
- ・ネットワークにおいて、インターネット回線を利用するが、VPN（仮想私設網）または、SSL（暗号化通信）を利用し、第三者からの盗難や改ざんを防ぐ。また、24時間監視体制がとられている。
- ・外部データセンターでは、耐震対策、大規模バッテリー、自家発電装置、空調設備など整った環境下で厳重にデータが管理され、安定した稼働が維持される。
- ・外部向けの蔵書公開Web サーバは別に設置し、セキュリティの向上を図る。

以上のことから、海津市で運用する現行システムより、データセンターを利用する SaaS 型システムの方がセキュリティがより強固となる。

(2) 委託業者が管理する外部のデータセンターを利用することにより、一切のサーバ管理業務が不要になる。

自府によるシステム管理では、職員に専門的な知識や経験が必要とされる。図書館システムを熟知した職員が今後人事異動することなどを考慮すると、職員の負担軽減を図るためにも、簡易なシステム管理体制を整えることが急務であると考える。

データセンターを利用することにより、現在職員が行っている毎日のデータのバックアップ作業、確認作業、図書館システム保守、ウィルス対策、システ

ムトラブル対応などが不要となる。また現行の図書館システムでは、不具合が発生する都度、保守業者が来館しなければならない。このため図書館システムを修復するまでの間、窓口業務が停滞してしまうが、データセンターを利用することで、このような図書館利用者に迷惑をかけてしまうといったことも軽減される。

将来的な運用として、小中学校との連携等を実施することも考慮し、汎用性のあるサーバを確保し将来に備えることもできる。

(3) 現行のサーバ設置型システムと比較した場合、コストダウンにつながる。

現行のサーバ設置型システムと比較すると、今後予想される5年に1度のサーバ機器の更新が不要となり、新たな図書館システムを構築するために必要な期間を、大幅に短縮することができる。また、一層のコストダウンも図ることができる。

図書館システムのバージョンアップや不具合箇所の修正においては、これまで年に数回定期的に行われていたが、今後はデータセンターでの管理によることから、常に最新の図書館システム環境で利用することができ、利用者にとってのサービス向上にもつながる。

4. 審査会の判断理由

実施機関の説明を踏まえ審査会で審議した結果、情報セキュリティ対策は万全に施され、個人の権利利益を侵害することが極めて少ないと推察される。

また、当該システムの導入は、業務の効率化及び図書館利用者の利便性の向上などが見込まれるなど、公益上必要性が認められる。

※参照条例

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外のために保有個人情報を当該実施機関の内部において利用(以下「目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が海津市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき。

(オンライン結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、オンライン結合(通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、保有個人情報を実施機関以外のものが隨時入手し得る状態にする方法をいう。)により、実施機関以外のものに保有個人情報を提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(2) 実施機関が海津市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害することがないと認めるとき。